

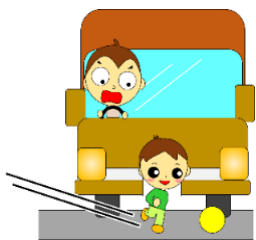
新入学児童のための交通安全指導

ひらつかしこうつうせいさくか
平塚市交通政策課

小学校入学を機にお子さんが一人で行動する機会が増えますが、道路を安全に通行するための知識や経験は、まだ不十分です。お子さんと一緒に通学路や自宅周辺を歩き、止まる位置や見る方向等を具体的に指導しましょう。

 こんな事故に気をつけて！～歩行中の死傷者、7歳が最多!!～

飛び出し



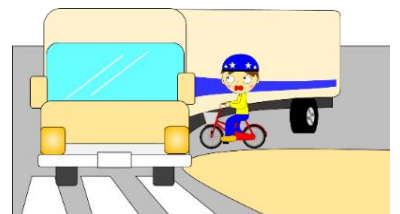
車両の直前直後の横断



路上遊び



左折車の巻き込み



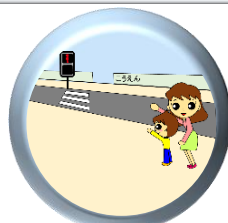
歩行中に交通事故で死傷した方の年齢は、7歳（小学1、2年生）が最も多く、その原因のほとんどは『飛び出し』です。また、『駐車車両や走り去った車の陰からの横断』、『路上遊び』、『横断歩道上で左折する車による巻き込み』による事故も起こっています。

 お子さんと一緒に自宅周辺や通学路を歩いてみましょう

決められた通学路で
登下校しましょう！

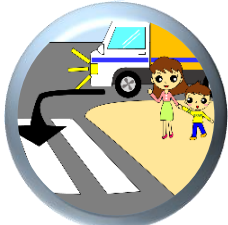
登下校の際は、必ず決められた通学路を通るように指導しましょう。

また、よく行く公園等への道順も確認し、少し遠回りになっても、横断歩道を渡るよう指導しましょう。



止まって上げて右左右
前と後 もよく見よう！

左右の安全確認のほか、右左折する車がないか、前と後も確認する習慣を身につけさせましょう。また、見通しが悪い交差点では、陰から車が出てくることをお子さんに理解させましょう。



道路ではふざけない！

友達と一緒にいるときは、ふざけたり、追いかっこをしたりして、周囲の状況が目に入らなくなってしまう。道路で遊びながら歩くことは危険であることを教えましょう。



傘差しの練習をしましょう！

傘は周りがよく見えるようにまっすぐ持ちましょう。

雨の日は、傘がしっかり持てるよう手荷物を少なくし、傘・服装等は車からも見えやすい黄色や目立つ色にするなど、工夫しましょう。



免許証は必要ないけれど「車」の運転者！～自転車は車両です～

自転車は道路交通法上、軽車両であり、自動車と同様「車両」の一つとなります。自転車のルールとマナーを繰り返し教え、安全に乗ることを指導しましょう。また、お子さんが勝手に自転車に乗ってしまわないよう、自転車の鍵は保護者が管理しましょう。

事故にあわないために ～止まる・見る・待つ～



交差点

- ・車がこないか安全確認する。
- ・青信号でも、曲がってくる車がないか確認する。

歩道

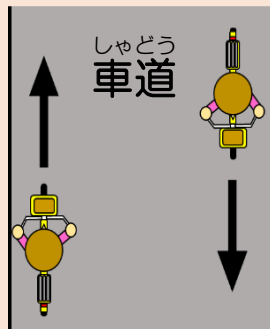
- ・歩道が安全とは限りません。駐車場等の出入口では車の動きをよく見ましょう。
- ・歩道の切れ目では止まって安全確認しましょう。

※自転車は車道通行が原則ですが、13歳未満は例外として歩道通行が認められています。対面した場合は左側へ避けましょう。

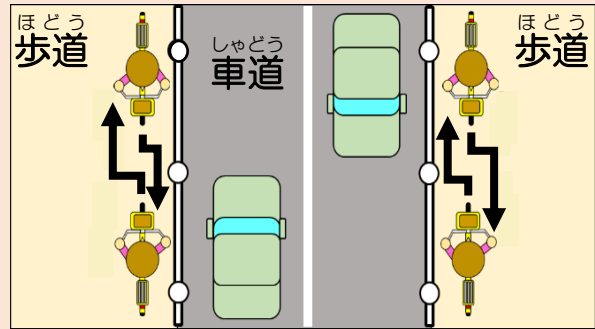
自転車のルール



- ・停止線（白線）で止まる



- ・車道は左側通行



- ・歩道の中央から車道寄りを徐行する
- ・歩行者優先

身を守るために必要なもの ～保険・ヘルメット～

未成年でも自転車事故で損害賠償請求！

自転車による交通事故でも、自転車の運転者に高額な損害賠償が生じるおそれがあります。神奈川県では「神奈川県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が施行され、自転車損害賠償責任保険等への加入が義務付けられています。

自転車に乗るときはヘルメットを着用させましょう！

自転車事故で死亡した人の多くが頭部に致命傷を負っています。ヘルメットが頭に合っているか、サイズの確認もしましょう。平塚市まちづくり財団では、子ども用自転車ヘルメットの購入費用を1,000円助成しています。（問合せ先：平塚市まちづくり財団 ☎35-8108）

たの 楽しい交通安全動画

YouTube で配信中！

歩行や自転車のルールを
わかりやすく説明しています！



通学時の旗振り動画もあるよ☆